

第34回エネルギー政策検討会会議議事録（要約）

1 会議の概要

(1) 日 時：平成17年8月8日（月）午前11時20分から12時10分

(2) 場 所：福島県庁 特別室（福島市杉妻町2-16 県庁本庁舎2階）

(3) 次 第

ア 開 会

イ 議 事

報告事項

最近の国等の動きについて

協議事項

(1) 原子力政策大綱（案）について

(2) 今後の対応について

ウ 閉 会

2 開 会

【司会】

- ・ 只今から第34回エネルギー政策検討会を開催する。
- ・ 本日は原子力委員会がとりまとめた原子力政策大綱（案）について、ご意見をいただきたい。
- ・ まず、事務局より最近の国の動き等について報告する。

【事務局】

資料 1 に基づき説明。

【司会】

- ・ 引き続き、議事に入る。
- ・ 事務局より協議事項（1）原子力政策大綱（案）について説明する。

【事務局】

資料 3 に基づき説明。

【司会】

- ・ 今日、ここで意見をまとめるということではない。
- ・ 原子力政策大綱（案）に係るパブコメが7月29日から始まり、締め切りが8月28日となっているので、県として意見を出すか出さないかも含めてご意見をいただきたい。

【検討会メンバー】

- ・ 2点ほどお話ししたい。
- ・ まず、1点目。パブコメに対しては県として意見書を出すべきと考える。
- ・ 県では平成13年にエネルギー政策検討会を設置し、平成14年の秋には「中間とりまとめ」をして、その後も、様々な機会を捉えて福島県としての考え方を国に対して訴えてきた。
- ・ 特に昨年の暮れには、知事が直接策定会議に出席し、県のエネルギー政策検討の考え方、そして安全規制の考え方等について話をしている。
- ・ パブコメという貴重な機会であるので、改めて県としての考え方を国に対して主張していくことは、意義のあることだと思う。

- ・ 2点目は、この原子力政策大綱（案）を拝見した率直な印象だが、「名は体を表す」というのは、正にこのことかなと思う。
- ・ 名前が「計画」から「大綱」というふうに入れ替わったが、「計画」というのは「物事を行うにあたって、方法・手順などを考える、企てること」であるのに対し、「大綱」は「根本的な事柄、おおもと」それだけである。「計画」というのは具体的な内容が記述されていくが、「大綱」というのはある意味ぼやっとしている。
- ・ 原子力政策について、私どもが国民的議論をすべきだ、国民的に結論を出すべきだと言っているその根源は、国あるいは事業者としての考え方はベースとしてオープンにされていないといけないということにある。
- ・ これまでの長計は、内容がどこまで十分かは別にしても、なるべく具体的に書こうという意志はあった。ただ、最近の長計はそれが非常に薄らいできて、今回はついによく書ききれなくなって、ぼやっとした表現しかできない「大綱」になってしまったのかなというのが第一印象。
- ・ 今後も県として言うべきことは言っていくことが重要である。

【検討会メンバー】

- ・ 県の意見は出していくべき。
- ・ 原子力政策大綱（案）の8ページに「不正行為や事故等により国の安全規制行政の有効性に対する国民の信頼を損ねた」とあるが、国の安全規制の仕組みが十分に機能していなかったことを明確にしないままでこのように述べるのは、適切な現状認識とは言えない。
- ・ 次に18ページ。「これらの安全確保の仕組みの整備に加えて重要なことは、これらの取組みによって安全が確保されていることに対する国民の信頼が確立されていることである」とあるが、ここでは、「安全の確保が重要であり、そのため安全確保のための仕組みの整備等に不断に努めることが必要である」というようなことを記載すべきである。
- ・ 安全文化の確立・定着と運転管理の継続的改善について、22ページに「最も効果的で効率的な安全確保のための活動を計画・実施し」とあるが、安全文化の確立を考えるならば、むしろ軽微な事象にも注意を疎かにせず、事故・トラブルの状況を的確に捉えるという考え方を入れるべきである。
- ・ 24ページ。「(6)安全確保のための活動に係るリスクコミュニケーション」において、「国、事業者等は、安全確保のための活動を的確に実行していることを立地地域や周辺地域の住民を含む国民に説明し」とあり、国、事業者等が的確に実施していることが既成事実であるかのような記述になっている。
- ・ 30から31ページにかけて、「2030年以降も総発電電力量の30～40%を原子力が担うことを目指すことが適切」とあり、そのために既設原子力発電所の高度利用を進めるというのは、高経年化が懸念される中において、国は安全確保、信頼回復に対する問題意識が薄いのではないかと考える。
- ・ 安全確保を前提としてというようにされているが、どこまで担保されるのか懸念される場所である。国においては、これまで事故が起きて初めて安全規制の見直しが繰り返行われてきたという事実がある。
- ・ 大綱の中では、安全の確保と同様に規制行政に対する国民の信頼を確立することの重要性をうたっているが、信頼できる安全規制機関の確立の取り組みについては言及していない。国民の安全を確保するという観点からは、保安院の経済産業省からの分離な

ど、信頼できる安全規制機関確立の問題は避けて通ることのできない問題であり、そのことについて大綱の中で明らかにするべきであると考える。

【検討会メンバー】

- ・ まず、原子力についての政策大綱というからには、国民的コンセンサスができたのかどうか。
- ・ 31回も専門家が議論を重ねたということだが、まだまだ原子力に対する理解は国民的レベルでは進んでいない。あるいは、まったく進んでいないと言っているかもしれない。
- ・ 最終的なバックエンド対策とか最終処分の問題について、結論が先送りになっている部分があり、その部分についての不安が拭い去れない。
- ・ 委員会の経過を読んでも、推進派と反対派の比率のバランスが、推進派の方が圧倒的に多すぎるような感じを持った。意見が戦わされることによって真実は見えてくるものだが、推進派の意見に圧倒的に押し流されてしまって、真実が見えにくくなっている印象が拭い去れない。
- ・ 意見を出すとすれば、知事も、それから県としてもこれまで再三、再四言ってきた国民的な議論を政策決定のプロセスにどう組み込んでいくのかという部分について、きちんと福島県として意見を出していくべきである。
- ・ 特に原発立地県として多くの県民が感じている漠とした、あるいはもっと切実な不安が解消されるような政策大綱でなければ、福島県として「了」とするわけにはいかないのではないか。
- ・ 場合によっては、国の政策の根幹を成すものであるので、国会の議決とか、国民投票とかそういうところまで視野に入れて、国民的なコンセンサスをどう作っていくのかというところを真剣に考えていただきたい。

【検討会メンバー】

- ・ 基本的にエネルギー政策をどのように考えればいいのかという意味で、国民的なコンセンサスを作っていくことが大事。
- ・ 専門的な視点だけでいろいろと議論されていて、素人の視点で、エネルギー政策をどんなふう考えていくのかという議論がなされていない。

【検討会メンバー】

- ・ 政策大綱（案）を決定した委員の構成の問題点とか、いろいろある。
- ・ 28日までにそれぞれ、検討して欲しい。

【司会】

- ・ 今日はこちらで何かを決めるという場ではないが、パブコメに意見を出すということについては決定したい。
- ・ 内容については、いろいろ意見等があったが、それらを踏まえて、また、後日こういうことを出したいということがあれば、担当部局の方に出していただきたい。その上で、次回諮った上で決定することにしたい。
- ・ 続いて、協議事項（2）の「今後の対応について」事務局から説明する。

【事務局】

資料 6 に基づき説明。

【司会】

- ・ 以上で、第34回エネルギー政策検討会を閉会する。